達 示 第 １ １ 号
平成２５年８月１日

福岡拘置所長

「遵守事項（受刑者以外の被収容者）」の制定について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号）」第７４条に基づき，当所における「遵守事項（受刑者以外の被収容者）」を別紙のとおり定め，即日施行する。

なお，平成１９年６月１日付け達示第３９－１号「「遵守事項」の制定について」は廃止する。

遵　守　事　項

（受刑者以外の被収容者）

福岡拘置所

遵守事項

次に定める事項は，当所に収容されている間（当所の職員によって護送される場合も同じ。），守らなければならない遵守事項です。これに違反した場合，「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第１５０条第１項に基づき，同法第１５１条第３項に定める懲罰を科されることがあります。また，その違反行為が刑罰法令に触れるときは，さらに刑罰を科されることもあります。

第１　遵守事項

（逃走）

1　逃走し，又は逃走することを企ててはならない。

（自殺）

2　自殺を企ててはならない。

（自傷行為等）

3　自己の身体を故意に傷つけ，若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼすおそれのある行為をし，又はこれらの行為を企ててはならない。

（文身等）

4　文身を施し，又は髪若しくはまゆをそり込む等して，勝手に容ぼうを変えてはならない。

（視察妨害）

5　視察孔を壊し，若しくは汚損し，許可なく走り，又は隠れるなどして，職員による視察を妨害し，又は妨害することを企ててはならない。

（不正連絡）

6　許可なく，又は許可された方法によらず，他人（自己以外の全ての者をいう。以下同じ。），外部の団体等と連絡し，又は連絡することを企ててはならない。

（拒食）

7　故意に拒食を続けてはならない。

（無断離席等）

8　許可なく，定められた就寝位置を変更したり，指定された席若しくは場所を離れ，又は立ち入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

（診療等の拒否）

9　健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否しては

ならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。

（暴動等）

10　集団で騒ぎ，暴動を起こし，若しくはこれに加わり，又はこれらの行為を企ててはならない。

（火気不正使用等）

11　許可なく，火を発し，若しくは使用し，又はこれらの行為を企ててはならない。

（建物等の損壊）

12　建物，設備，備品，給貸与品等を壊し，又は壊すことを企ててはならない。

（設備等の機能妨害等）

13　電気，ガス，水道，非常ベル，通路その他の施設の設備等の機能を妨害し，若しくはこれらを本来の用途に反して用い，又はこれらの行為を企ててはならない。

（物品の喝取等）

14　他人の物品を盗み，だまし取り，又は脅し取ってはならない。

（不正使用等）

15　使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り，又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い，若しくは定められた使用方法に反して使用してはならない。

（不正配食等）

16　不正に，配食又は喫食してはならない。

（汚損行為等）

17　施設の建物，設備，備品等に落書きをし，若しくはこれらを汚損し，又は許可なく張り紙をしてはならない。

（残飯投棄等）

18　残飯，ごみ等を所定の場所以外に投棄若しくは放置し，また，みだりに，たんつばを吐くなど，施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

（物品不正製作等）

19　許可なく物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し，加工し，所持し，隠匿し，壊し，若しくは投棄し，又はこれらのことを企ててはならない。

（不正授受）

20　許可なく他人と物品を授受し，又は授受することを企ててはならない。

（酒・たばこ類の製造等）

21　酒類，たばこ若しくはこれらと類似のものを製造し，所持し，隠匿し，用い，若しくは他人と授受し，又はこれらの行為を企ててはならない。

（シンナー等の吸飲）

22　シンナー又はこれと類似のものを吸飲し，又は吸飲することを企ててはならない。

（不正洗濯等）

23　許可なく，衣類等を洗濯し，身体若しくは髪を洗い，水を用いて拭身し，又は水をまきちらすなどして，水を不正に使用してはならない。

（暴行等）

24　他人に暴行を加え，若しくは傷害を与え，又はこれらの行為を企ててはならない。

（けんか）

25　他人とけんかし，若しくは口論し，又はこれらのことを企

ててはならない。

（脅迫等）

26　他人を脅迫し，威圧し，だまし，若しくは困惑させる言動をし，又は他人に対して義務なきことを強要してはならない。

（侮辱等）

27　他人を中傷し，ひぼうし，若しくは侮辱し，又は他人に対し粗暴な言動をしてはならない。

（静穏阻害）

28　壁や扉を叩くなどして騒音を発し，放歌し，口笛を吹き，又は正当な理由がなく大声を発するなどして静穏な環境を害してはならない。

（虚偽風説流布）

29　虚偽の噂を流し，又は流すことを企ててはならない。

（不正交談）

30　交談を禁じられている時又は場所において，正当な理由なく交談し，又は話し掛けてはならない（交談を禁じられている時又は場所については末尾に記載）。

（集団形成）

31　他人に対する脅迫，威圧，要求若しくは反抗を目的として集団を形成し，又は形成することを企ててはならない。

（かけ事等）

32　かけ事若しくはかけ事に類似する行為をし，又はこれらの行為を企ててはならない。

（性的行為等）

33　他人との間で，又は他人に対して性的行為をしてはならない。若しくは他の被収容者と同じ布団に寝てはならない。

（わいせつ行為等）

34　故意に他人に対して陰部等を露出し，又はわいせつな若しくは嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

（動作時限拒否）

35　故意に定められた動作時限に従うことを拒否してはならない。

（反復要求）

36　職員に対し，強要にわたるような要求を繰り返してはならない。

（虚偽申告）

37　職員の職務上の調査，質問等に対し，虚偽の申告をしてはならない。

（連行等の拒否）

38　移送，転房等のための職員の呼び出し若しくは連行を拒否し，又は妨害してはならない。

（点検等の拒否等）

39　職員による人員点検又は身体，着衣，居房若しくは物品の検査を拒否し，又は妨害してはならない。

（職務執行妨害）

40　職員の職務の執行を，暴行，脅迫その他の方法で妨げてはならない。

（反抗等）

41　職員に対し，抗弁，無視その他不当な方法で反抗してはならない。

（刑罰法令違反）

42　刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

（唆し行為等）

43　他の被収容者に対し，遵守事項に反する行為をあおり，唆し，又は援助してはならない。

第２　職員の指示に対する違反

（指示違反）

第１の遵守事項に違反した場合のほか，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第７４条第３項の規定に基づき職員が行った刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行動についての指示に違反した場合にも，懲罰を科されることがあります。

注　交談を禁止する時及び場所

1　時

⑴　就寝時間中

⑵　人員点検中（点検準備中を含む。）

⑶　連行中

⑷　単独運動中

2　場所

⑴　現に収容されている居室とその他の場所との間

⑵　面会待合室及びその廊下

⑶　調室及びその廊下

⑷　診察室（待合室を含む。）

⑸　入浴場

⑹　理髪室

⑺　出廷準備室

3　その他職員が当所の規律及び秩序を維持するため必要があると認めて交談を禁止することを指示した時及び場所